

平成 29 年度危険物取扱者

保安講習受講案内(岐阜県)

この講習は、消防法第 13 条の 23 に定められた法定講習で、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）において、危険物の取扱いに従事している危険物取扱者（危険物保安監督者も含む。）は、定められた期間内に、受講しなければならない義務があります。

受講義務のある危険物取扱者が、受講すべき期間内に受講しなかったときは、免状返納命令の対象となることがあります。（消防法第 13 条の 2 第 5 項）

1 講習の概要

(1) 実施機関 岐阜県 (2) 実施受託機関 一般社団法人岐阜県危険物安全協会

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において、現在危険物の取扱作業に従事（危険物保安監督者を含む。）している甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状所有者で、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 新たに危険物取扱作業に従事することとなった日から 1 年以内。
- (2) 新たに危険物取扱作業に従事する日から 2 年以内に免状の交付又は、保安講習を受講した方は、その日から 3 年以内。
- (3) 引き続き取扱いに従事している方は、3 年以内ごと。

なお、危険物取扱作業に従事していない方は、受講義務はありませんが、受講はできます。

3 講習時間及び講習内容

講習時間及び講習内容は、法令で定められていますので遅刻は認められません。

(1) 講習時間

- ① 午前の部（給油取扱所） 受付 8 時 50 分～ 9 時 20 分 講習： 9 時 30 分～ 12 時 30 分
- ② 午後の部（一般） 受付 12 時 50 分～ 13 時 20 分 講習： 13 時 30 分～ 16 時 30 分

(2) 講習内容

- ① 危険物関係法令に関する事項
- ② 危険物の火災予防に関する事項

4 講習種別

講習は、危険物取扱者がその責務を果たすうえで必要とされる知識、技術等に即応した内容のものにするため、危険物の取扱作業別に区分して実施します。

- (1) 給油取扱所 給油取扱所〔移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を含む。〕
- (2) 一般 上記以外の危険物施設

5 講習の申込手続き等

受講申請は、前もって受付期間内に行ってください。さらに手続きには次のものがが必要です。

- (1) 受講申請書 1 通（申請用紙は各消防本部、消防署等に備えてあります。）
※ 受講申請書に記載された個人情報、危険物取扱者保安講習の事務以外の目的には使用しません。（消せるボールペン「フリクションボールペン」は使用しないでください。）
- (2) 受講手数料 4,700 円（岐阜県収入証紙）を申請書の所定欄に貼付してください。
- (3) 受講票の宛名に住所・氏名を明記の上、52 円切手を貼付してください。

6 留意事項

- (1) 講習当日は免状と受講票を必ず持参してください。講習終了後、免状に講習を修了したことを証明してお返しします。
- (2) 申請時に納付された受講手数料は、いかなる場合でも返還できませんのでご了承ください。
- (3) 予定の受講日に都合が悪くなり他の会場での講習を希望される方は、事前に日程変更を申し出られた場合に限り、当初の受講手数料で変更致します。（ただし、同じ開催期間中の会場のみ。）
- (4) 受講票が、講習の一週間前までに到着しない場合は、(一社)岐阜県危険物安全協会にお問い合わせください。
- (5) 講習用テキストは、講習当日会場で配布いたします。
- (6) 講習会場は駐車場が狭いので公共交通機関の利用又は乗り合わせをお願いします。

7 申請書提出場所・問い合わせ

(一社)岐阜県危険物安全協会又は各地区危険物安全協会(各消防本部)へ申請書を提出してください。郵送の場合、事故防止のため簡易書留で、お願いします。

〒500-8384 岐阜市藪田南 5 丁目 14-12

岐阜県シンクタンク庁舎内

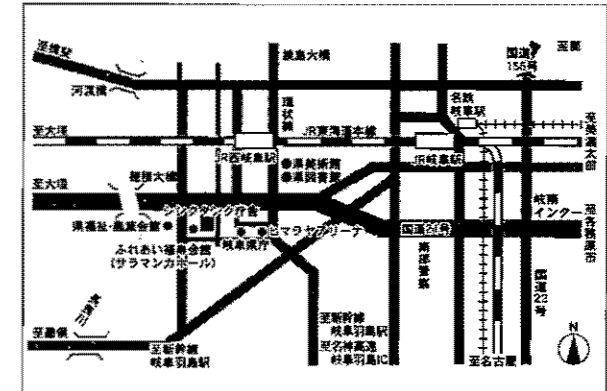
一般社団法人岐阜県危険物安全協会

☎ (058) 277-5886

FAX (058) 277-5887

E-mail: gifu-kiankyo@isis.ocn.ne.jp

岐阜県シンクタンク庁舎



保安講習年間日程表 (平成 29 年度前期・後期)

[前期] ◎ 受付期間 5 月 15 日(月)～ 6 月 15 日(木)

| 講習日 | 区分No. | 講習種別 | 講習会場 |
|-------------|-------|--------|-----------------------|
| 6 月 28 日(水) | 1 | 給取(午前) | 中濃総合庁舎(美濃市生柳 1612) |
| | 2 | 一般(午後) | |
| 7 月 6 日(木) | 3 | 給取(午前) | シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南 5 丁目) |
| | 4 | 一般(午後) | |
| 7 月 10 日(月) | 5 | 給取(午前) | 大垣市民会館(大垣市新田町 1 丁目) |
| | 6 | 一般(午後) | |
| 7 月 11 日(火) | 7 | 一般(午後) | 大垣市民会館(大垣市新田町 1 丁目) |
| 7 月 19 日(水) | 8 | 給取(午前) | シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南 5 丁目) |
| | 9 | 一般(午後) | |
| 7 月 21 日(金) | 10 | 給取(午前) | 恵那総合庁舎(恵那市長島町正家後田) |
| | 11 | 一般(午後) | |
| 7 月 26 日(水) | 12 | 給取(午前) | 飛騨総合庁舎(高山市上岡本町 7 丁目) |
| | 13 | 一般(午後) | |

[後期] ◎ 受付期間 8 月 28 日(月)～ 9 月 20 日(水)

| 講習日 | 区分No. | 講習種別 | 講習会場 |
|--------------|-------|--------|------------------------|
| 10 月 2 日(月) | 1 | 給取(午前) | 大垣市民会館(大垣市新田町 1 丁目) |
| | 2 | 一般(午後) | |
| 10 月 3 日(火) | 3 | 一般(午後) | 大垣市民会館(大垣市新田町 1 丁目) |
| 10 月 5 日(木) | 4 | 給取(午前) | 飛騨総合庁舎(高山市上岡本町 7 丁目) |
| | 5 | 一般(午後) | |
| 10 月 17 日(火) | 6 | 給取(午前) | シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南 5 丁目) |
| | 7 | 一般(午後) | |
| 10 月 24 日(火) | 8 | 給取(午前) | 可茂総合庁舎(美濃加茂市古井町古井大脇) |
| | 9 | 一般(午後) | |
| 10 月 27 日(金) | 10 | 給取(午前) | 東濃西部総合庁舎(多治見市上野町 5 丁目) |
| | 11 | 一般(午後) | |
| 10 月 31 日(火) | 12 | 給取(午前) | シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南 5 丁目) |
| | 13 | 一般(午後) | |